○大野町開発指導要綱

平成２３年９月２１日

要綱第２１号

改正　平成３０年１２月２９日要綱第２６号

令和３年３月２９日要綱第９号

（目的）

第１条　この要綱は、自然と調和のとれた土地利用により秩序ある町の形成を図るため、町内において行われる土地開発事業について一定の基準を定め、事業者の積極的な協力を求めるとともに、適切な指導と規制を行い、もって町民福祉の向上と健康で文化的な生活環境の実現を期することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　土地開発事業　一団の土地について行う区画形質の変更及び住宅の建設に関する事業をいう。

（２）　事業者　土地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を施工する者をいう。

（３）　開発区域　土地開発事業を行う土地の区域をいう。

（４）　公共施設　道路、公園、上水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する貯水施設等をいう。

（５）　公益的施設　教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

（６）　工事施工者　工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事を施工する者をいう。

（適用範囲）

第３条　この要綱は、次に掲げる土地開発事業について適用する。

（１）　開発区域の面積が１，０００平方メートル以上の土地開発事業

（２）　土地開発事業の開始後３年以内に同一事業者（土地開発事業を承継した者を含む。）が当該開発区域と隣接する区域において土地開発事業を施行する場合は、それらを合算した開発区域の面積が１，０００平方メートル以上の土地開発事業

２　前項の規定にかかわらず、この要綱は、次に掲げる土地開発事業については適用しない。ただし、特別の定めがある場合は、この限りでない。

（１）　国又は地方公共団体が施行する土地開発事業

（２）　国土利用計画法施行令（昭和４９年政令第３８７号）第１４条に掲げる法人及び町長が別に定める法人が事業者となって施行する土地開発事業

（３）　鉱業法（昭和２５年法律第２８９号）に規定する鉱業に係る土地開発事業

（４）　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の認可を受けて行う砂利採取事業に係るものであって、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項に規定する河川区域及び同法第５４条第１項に規定する河川保全区域において施行する土地開発事業並びに一時農地を転用し、砂利採取後農地に復元する土地開発事業

（５）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行として行う土地開発事業

（６）　非常災害のため必要な応急措置として施行する土地開発事業

（７）　前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める土地開発事業

（事前協議）

第４条　土地開発事業を行おうとする事業者は、工事の着手前（新たに土地に関する権利を取得して、土地開発事業を行おうとするときにあっては、当該権利の取得前）に当該土地開発事業の事業計画（以下「事業計画」という。）を町長に提出し、その内容について協議するものとする。

２　前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出をしようとする事業者は、土地開発事業事前協議（再協議）申出書（別記様式第１号）を町長に提出するものとする。

３　町長は、事前協議の申出があったときは、大野町土地対策連絡会議の意見を聴き、次条に規定する基準に基づいて事業計画の内容を検討し、当該事業計画が不適当であると認めるときは、土地開発事業計画の変更（中止）通知書（別記様式第２号）により事業者に対し事業計画の変更又は土地開発事業の中止について指導又は要請するものとし、適当であると認めるときは、土地開発事業事前協議の結果の通知書（別記様式第３号）により事業者に対して通知するものとする。

４　事業者は、事前協議が成立した後に事業計画を変更しようとするときは、当該変更後の事業計画について、前２項の規定に準じて、町長に再協議するものとする。

（事前協議の指導基準）

第５条　事業計画の検討は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

（１）　事業計画は、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するものであること。

（２）　事業計画は、公共施設及び公益的施設の整備予定からみて明らかに不適当なものでないこと。

（３）　事業計画は、開発区域を含む周辺の自然環境の保全上明らかに不適当なものでないこと。

（４）　事業計画は、農業、地域産業その他の地域社会との調和が保たれるものであるとともに、地域住民の福祉向上に対する貢献度が高いものであること。

（５）　事業計画は、土地開発事業の施行に伴って必要となる公共施設及び公益的施設の整備について、町の財政に影響を及ぼさないよう事業者の経費負

担について適切に配慮されていること。

（６）　事業計画は、事業者の資力、信用及び能力からみて実現可能性の高いものであること。

（設計確認）

第６条　事業者は、事前協議が成立した土地開発事業について、工事を施工しようとするときは、あらかじめ、その設計の内容について、町長の確認を求めるものとする。

２　前項の規定による確認（以下「設計確認」という。）の申請をしようとする事業者は、土地開発事業（変更）確認申請書（別記様式第４号）を町長に提出するものとする。

３　設計確認の申請は、当該土地開発事業について、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により許可、認可、確認等（以下「許認可等」という。）の申請又は届出が必要である場合においては、当該許認可等又は当該届出のあった後に行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該許認可等に係る申請を行った後に設計確認の申請を行うものとする。

４　町長は、設計確認の申請を受けたときは、次条に規定する基準（以下「設計基準」という。）に基づいて設計の内容を検討し、当該設計の内容が設計基準に適合することを確認したときは、土地開発事業（変更）確認通知書（別記様式第５号）により事業者に対して通知するものとし、設計基準に適合しないと認めたとき、又は事業計画及び添付書類の記載によって設計基準に適合するかどうかを判断することができないときは、大野町開発指導要綱第７条に規定する基準に適合しない（確認できない）旨の通知書（別記様式第６号）により事業者に対して通知するものとする。

５　事業者は、設計確認を受けた後に工事の設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計について、前３項の規定に準じて、町長の確認を受けるものとする。ただし、別に町長が定める軽微な変更をしようとするときは、

この限りでない。

（設計の基準）

第７条　工事の設計基準は、岐阜県宅地開発指導要領の規定を準用する。

（関係者の周知、同意等）

第８条　事業者は、土地開発事業の施行前に地域住民、権利者その他関係者に対し、事業計画、工事の施工方法、補償対策及び災害の防止計画を十分周知し、必要なものについては、同意又は承諾を得て、町長に同意書又は承諾書を提出するものとする。

２　前項に規定する書面は、当該土地開発事業に係る事前協議を行うときにこれを提出するものとする。

（工事の着手）

第９条　事業者は、設計確認を受け、かつ、法令等の規定による許認可等又は届出のあった後に、工事に着手するものとする。

（工事施工上の防災措置等）

第１０条　事業者及び工事施工者は、防災措置（借施設を含む。）を本工事に先立ち実施するとともに、工事の施工に当たって次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）　開発区域及びその周辺の地域における円滑な交通を妨げないための措置

（２）　開発区域及びその周辺の地域における河川、水路及び排水路その他の排水施設の排水又は利水に支障を及ぼさないための措置

（３）　土砂崩れ、土砂流出、出水その他の災害の発生を防止するための措置

（４）　騒音、水質汚濁その他の公害の発生を防止するための措置

２　事業者及び工事施工者は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止に伴う災害の防止、自然の回復その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（工事施工者の変更の届出等）

第１１条　事業者は、工事施工者又は工事期間を変更しようとするときは工事施工者（工事期間）変更届出書（別記様式第７号）により、工事を２週間以上中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは工事廃止（中止・再開）届出書（別記様式第８号）により、あらかじめ、その旨を町長に届け出るものとする。

（開発協定）

第１２条　事業者は、町長の求めに応じ、当該土地開発事業の施行に関し必要な事項について協定を締結するものとする。

（助言及び勧告）

第１３条　町長は、土地開発事業の実施状況の把握に努め、必要があると認めるときは、事業者又は工事施工者に対し、土地開発事業が適正に施行されるよう助言又は勧告するものとする。

２　町長は、前項の規定による措置を講ずるため、必要があると認めるときは、事業者若しくは工事施工者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員をして工事の施工状況を調査させるものとする。

（工事の完了の届出書）

第１４条　事業者は、工事が完了したときは、工事完了届出書（別記様式第９号）により、速やかに、町長にその旨を届け出るものとする。

２　町長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに、当該届出に係る工事について検査を行い、当該工事がその設計に適合していると認めたときは、土地開発事業に係る工事の確認済証（別記様式第１０号）を事業者に交付するものとする。

（被害の補償）

第１５条　事業者及び工事施工者は、土地開発事業の施行によって生じた被害については、その補償の責めを負うものとする。

（施設等の引継ぎ）

第１６条　事業者及び工事施工者は、工事が完了したときは、町に対し、道路、水路、水道管、防災施設、公園敷地その他の施設の管理移管のために必要な手続を行うものとする。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に町長との協議が成立し、町長の確認を受け、又は町長と協定を締結した土地開発事業は、それぞれこの要綱の相当規定により町長との協議が成立し、町長の確認を受け、又は町長と協定を締結した土地開発事業とみなす。

３　この要綱の施行の際現に町長に対してなされている協議の申出、申請その他の手続は、それぞれこの要綱の相当規定により町長に対してなされた手続とみなす。

附　則（平成３０年要綱第２６号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年要綱第９号）抄

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

６　この要綱の施行の際、現にこの様式による改正前の要綱の規定により作成されている用紙（以下「旧様式」という。）がある場合においては、この要綱に

よる改正後の規定にかかわらず、旧様式に所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第1号(第4条関係)

土地開発事業事前協議(再協議)申出書

年　　月　　日

大野町長　　様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名※
※法人の場合は押印してください
(連絡先　　)

大野町開発指導要綱第4条第1項(第4条第4項)の規定により、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td>土地開発事業名</td><td></td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>開発区域の位置</td><td></td><td rowspan="3">※受理年月日</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業の種別</td><td></td></tr>
<tr><td>工事施工予定者
住所氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>工事予定期間</td><td></td><td colspan="2" rowspan="4">※備考欄</td></tr>
<tr><td>開発区域の面積</td><td></td></tr>
<tr><td>事業計画</td><td>別紙事業計画概要書のとおり</td></tr>
<tr><td>法令に基づく
許認可等の
手続状況</td><td>農地法許可申請
(第　　条申請　　年　　月提出)</td></tr>
</table>

注　※印欄は、記入しないこと。

備考　1　事業計画概要書は、別紙として作成し、次の事項を記載すること。

(1)　計画の概要
(2)　開発区域の現況(面積、土地に対する権利、地形等)
(3)　土地利用の計画(利用面積、法令による制限等)
(4)　事業計画(施設設置計画、自然環境の保全)
(5)　土地開発事業完成後の計画
(6)　事業収支計画
(7)　事業者(工事施工者)業務経歴書

2　添付書類は、次のとおりとすること。

(1)　開発区域位置図　：　縮尺　50,000分の1以上
(2)　現況平面図　：　縮尺　2,500分の1以上
(3)　土地の公図の写し
(4)　土地利用計画図　：　縮尺　1,000分の1以上
(5)　造成計画平面図　：　縮尺　1,000分の1以上
(6)　造成計画断面図　：　縮尺　1,000分の1以上
(7)　給水施設計画平面図　：　縮尺　500分の1以上
(8)　排水施設計画平面図　：　縮尺　500分の1以上
(9)　道路縦断図　：　縮尺　500分の1以上
(10)　道路横断図　：　縮尺　50分の1以上
(11)　構造図　：　縮尺　50分の1以上
（二次製品の場合は、カタログ可）
(12)　排水系統図
(13)　流量計算書
(14)　関係区の同意書

(別紙)

事 業 計 画 概 要 書

1　計画の概要

2　開発区域の現況

(1)　開発区域内の地目別、所有者別の土地面積

区分		公簿面積								実測面積	
		自己所有地 (m²)	買収予定面積 (m²)	地上権賃貸借契約済面積 (m²)	地上権賃貸借予定面積 (m²)	国及び地方公共団体所有地 (m²)	その他 (m²)	計 (m²)	割合 (%)	面積 (m²)	割合 (%)
宅地											
農地											
山林											
原野											
公共施設	赤線										
公益施設	青線										
公共施設	その他										
その他											
計									100		100

注　1　実測面積が不明の場合は、地図上で測定した面積を記載すること。

2　公共公益施設用地のうち、公簿の存在しない法定外公共物(赤線、青線)については、公図求積による面積を公簿面積に記入すること。

3　「その他」欄については、欄外等に具体的に記入すること。

(2)　開発区域及び周辺の地形等

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="8">説　　明</th></tr>
<tr><td>周辺の土地の状況</td><td colspan="8">ア　市街地内　イ　市街地近辺　ウ　農村集落内　エ　農村集落近辺
オ　農耕地内　カ　山林地内　　キ　その他(内容　　)</td></tr>
<tr><td>標高、地層、土質</td><td colspan="2">開発区域内の標高</td><td>最高地　　m
最低地　　m
平　均　　m</td><td colspan="2">地層・土質</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>樹林(竹林)地の面積及び樹種等</td><td colspan="8">開発区域内の樹林(竹林)地面積　　m²　樹種等
(開発区域総面積の　　%)</td></tr>
<tr><td>河　川　等</td><td colspan="8">開発区域面積の　　%は　　川　～　　川を経て　　川へ流出
開発区域面積の　　%は　　川　～　　川を経て　　川へ流出
開発区域面積の　　%は　　川　～　　川を経て　　川へ流出</td></tr>
<tr><td>開発区域の外周部から近辺の集落までの距離</td><td colspan="8">町　　集落までの距離　　m
町　　集落までの距離　　m
町　　集落までの距離　　m</td></tr>
<tr><td>交　通　条　件</td><td colspan="8">大野町役場から開発区域へ到達するまでの道路経路
道　　線　W=　　m、L=　　m
道　　線　W=　　m、L=　　m
道　　線　W=　　m、L=　　m
道路がない区間　L=　　m、(現況地目　　)</td></tr>
<tr><td>既存水利権等</td><td colspan="8">農業用水源として取水しているもの　　川　所在施設
その他の水源(　　)として取水しているもの　　川　所在施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近辺の公益的施設等までの距離(小学校、中学校までの距離は必ず記入すること。)</td><td>施設名</td><td>○　○
認定こども園</td><td>○　○
小学校</td><td>○　○
中学校</td><td>○　○
学　校</td><td>○　○
公民館</td><td>大野町
役　場</td><td></td></tr>
<tr><td>距　離</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>開発区域内及び近辺で過去に発生した災害の現況</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

注　1　「河川等」欄は、開発区域内の雨水が1級河川へ放流されるまでの経路を流域毎に順を追って記載すること。

2　「既存水利権等」欄は、関係する河川について影響する全ての既存水利権を記入すること。

3　土地利用の計画

(1)　土地利用面積

区　分	総面積	営業施設用地				公共的施設用地				残存地	
面　積 ㎡											
比　率 %	100										

注　「営業施設用地」欄には、分譲用宅地、ゴルフ場のホールのほか、クラブハウス、スキー場のゲレンデ等、当該土地開発事業施行の主たる目的とした施設に係る面積を記載し、「公共的施設用地」欄には、道路、公園、緑地、広場、集会所、給水、排水等開発区域内で事業者が施工する施設に係る面積を記載すること。

(2)　開発区域内における法令等に基づく開発行為の制限等

区　　分	規制の種別	面　積　㎡
1　農　地(農地法)		
2　農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)		
3　土地改良計画樹立区域(土地改良法)		
4　国・県の補助、融資に係る農業事業の実施区域		
5　河川区域、河川保全区域(河川法)		
6　法定外道水路		
7　その他(規制事項を具体的に記載すること。)		

注　1　該当するものに○印を付すること。

2　「規制の種別」欄は、該当する制限区域の規制内容がさらに区分されている場合に、その区分種別を記載すること。

3　「面積」欄は、実測(又は地図により測定した)面積を記載すること。

4　事業計画

(1)　計画事業費(全体計画)　(第　　期計画)

総　　額		(　　)万円
内訳	用地買収費	
	工　事　費	
	その他経費	

注　1　概算の計画事業費を掲載すること。

2　第1期工事、第2期工事等数期に分割して工事を施工する計画である場合には、全体計画の表のほか、各期ごとの表も作成すること。

3　総額の欄には、自己資金額を(　)書きすること。

(2)　施設設置計画の概要(全体計画)　(第　　期計画)

<table>
<tr><th colspan="3">施　設　区　分</th><th colspan="2">計　画　の　概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="15">開発区域内施設</td><td rowspan="5">営業施設</td><td>分譲用住宅</td><td colspan="2">区画数　　1区画の面積　　m²</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">道　路</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>幹線道路</td><td colspan="2">W＝　m、L＝　m、最急勾配　%、最小曲線半径　m、路面仕上げ</td></tr>
<tr><td>支線道路</td><td colspan="2">W＝　m、L＝　m、最急勾配　%、最小曲線半径　m、路面仕上げ</td></tr>
<tr><td>その他道路</td><td colspan="2">W＝　m、L＝　m、最急勾配　%、最小曲線半径　m、路面仕上げ</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場</td><td colspan="2">か所　m²</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園、広場</td><td colspan="2">か所　m²　施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">給水施設</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">排水施設</td><td colspan="2">集水区域　m²分は　川へ流末処理する(調整池を　か所設置)
集水区域　m²分は　川へ流末処理する(調整池を　か所設置)
施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災施設</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚水処理施設</td><td colspan="2">処理方式　排水汚水の種類　数量</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物処理施設</td><td colspan="2">処理方式　廃棄物の種類　数量</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防用施設</td><td colspan="2">自然水利　か所、貯水池設置　か所、消火栓設置　か所、その他施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校、保育所、集会所その他の公益的施設</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の施設</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開発区域外施設</td><td colspan="2" rowspan="2">接続道路</td><td>道路新設　W＝　m、L＝　m、
勾配　%</td><td>事業者が行う改良計画の有無</td></tr>
<tr><td>接続先の公道の現況交通量　台／日</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">排水施設</td><td colspan="2">施設の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の施設</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　排水計画系統略図を添付すること。

(3)　関連公共、公益的施設(国、県、町等が管理する施設)の整備計画

施設区分	施設名	施設管理者	事業者が行う整備計画
交通施設			
給水施設			
排水施設			
教育施設			
社会施設			
環境衛生施設			
その他施設			

注　土地開発事業の施行によっては、国、県、町等の公共、公益的施設に影響を及ぼす場合においては、当該公共、公益的施設の整備を事業者が施行又は経費を負担して行うときの計画を記載すること。

(4)　自然環境の保全計画

自然環境の保全計画	開発区域内及び周辺の地域の自然環境の状況	
	自然環境保全の方針	現存自然植生の保全
		貴重な動植物の保護
	緑地面積の割合	$\frac{\text{緑地面積}\quad m^2}{\text{開発区域総面積}\quad m^2} \times 100 = \quad \%$

(5)　給水計画

<table>
<tr><td rowspan="2">計画給水人口</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">総給水量</td><td>最大</td><td>㎥／日</td><td rowspan="2">1人当たり給水量</td><td>最大　　l／日</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>㎥／日</td><td>平均　　l／日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">水源及び水量</td><td rowspan="2">公共水道から受水</td><td colspan="5">町上水道から受水　最大受水量　　㎥／日
簡易水道から受水　最大受水量　　㎥／日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">表流水を取水</td><td rowspan="2">水源の名称</td><td colspan="2"></td><td>最大取水量　　㎥／日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>最大取水量　　㎥／日</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>最大取水量　　㎥／日</td></tr>
<tr><td>地下水汲み上げ</td><td colspan="3">か所数　　か所</td><td>㎥／日</td></tr>
<tr><td colspan="2">浄水の方法</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

5　土地開発事業完成後の計画

利用者数の見込み

施設別	年間利用者数	1日平均 (休日・祝日等)
	人	人 (　　)
		(　　)
		(　　)
計		(　　)

注　施設完成後の利用者数見込みを記載すること。

従業者数の見込み

職種別	従業者数	うち 地元採用
	人	人 (　　)
		(　　)
		(　　)
計		(　　)

注　施設完成後の雇用従業者数の計画を記載すること。

6　事業収支計画

科　　目		金　　額
		千円
収入	処分収入 宅地処分収入 その他の収入 計	
支出	用　地　費 工　事　費 整 地 工 事 費 道 路 工 事 費 排水施設工事費 給水施設工事費 付帯工事費 事　務　費 借入金利息 計	
差　　引		

資金の種別	金　　額
	千円
自　己　資　金 入　会　金　等 借　　入　　金 計	

7　事業者(工事施工者)業務経歴書

<table>
<tr><td colspan="2">氏名(名称及び代表者名)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所(所在地)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業種目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">創立後の沿革概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録法令による</td><td>建設業法
宅地建物取引業法
その他</td><td></td><td>資本金</td><td colspan="2">万円</td></tr>
<tr><td></td><td>主な取引銀行等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職員数</td><td colspan="2">事務員　人その他　人
技術職　人
労務職　人　合計　人</td><td>主要建設機械の種別台数</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">主な役員及び技術者名</td><td>役職名</td><td>氏名</td><td>年齢</td><td>在社年数</td><td>資格免許・学歴・その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">過去3年間における土地開発事業の実績</td><td>事業名
(工事名)</td><td>事業主・元請
下請の別</td><td>場所</td><td>面積
㎡</td><td>着工年月日
完成年月日</td><td>工事高
万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注　1　事業者及び工事施工予定者について、別々に作成すること。

2　法人登記事項証明書、宅地建物取引業免許の写し等法令による資格証の写し及び最近3年間の決算報告書を添付すること。

別記様式第2号(第4条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大野町長　氏　　名印

土地開発事業計画の変更(中止)通知書

大野町開発指導要綱の規定に基づき協議の申出のあった土地開発事業計画の内容は、下記の理由により不適当であると認められるので当該事業計画を変更(中止)してください。

記

土地開発事業名	
開発区域の位置	
開発区域の面積	
理由	

別記様式第3号(第4条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大野町長　氏　　名印

土地開発事業事前協議の結果の通知書

土地開発事業事前協議の申出のあった下記事業について、留意事項を履行することに異議がなければ大野町開発指導要綱に定めるところにより土地開発事業確認申請書を提出してください。

記

土地開発事業名	
開発区域の位置	
開発区域の面積	
留意事項	

別記様式第4号(第6条関係)

土地開発事業(変更)確認申請書

年　　月　　日

大野町長　　様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名※
※法人の場合は押印してください
(連絡先　　)

大野町開発指導要綱第6条第1項(第6条第5項)の規定により、土地開発事業の設計の確認を申請します。

<table>
<tr><td>土地開発事業名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>開発区域の位置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>開発区域の面積及び予定建築物の用途</td><td colspan="2">開発区域
㎡</td><td colspan="2">予定建築物の用途</td></tr>
<tr><td>工区数及び区画数</td><td colspan="2">工区数</td><td colspan="2">区画数</td></tr>
<tr><td>工事施工者の住所及び氏名、連絡先</td><td colspan="4">連絡先</td></tr>
<tr><td>工事予定期間</td><td colspan="4">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">※確認</td><td colspan="2">受付</td><td colspan="2">確認</td><td rowspan="3">※受付印</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">第　号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

注　1　※印欄は、記入しないこと。
　　2　変更の場合には、その変更理由及びその内容を「その他必要事項」欄に、朱書きすること。

添　付　書　類　　（添付書類は、次のとおりとする。）

1　申請書様式（添付書類）

(1)　土地開発事業計画（変更）書
(2)　設計説明書
(3)　権利関係調書
(4)　「土地開発事業事前協議の結果の通知書」に対する回答
(5)　関係法令等に基づく申請、許認可等の写し
　・道路関係（位置指定・自費工事・占用　等）
　・上水道関係（自費工事　等）
　・大野町埋立て等の規制に関する条例関係
　・揖東土地改良区関係（排水路使用許可書　等）

2　添付図面

(1)　開発区域位置図　：　縮尺　50,000分の1以上
(2)　開発区域区域図　：　縮尺　2,500分の1以上
(3)　現況平面図　：　縮尺　2,500分の1以上
(4)　土地の公図の写し
(5)　実測図に基づく公共施設の新旧対照図　：　縮尺　500分の1以上
(6)　土地利用計画図　：　縮尺　1,000分の1以上
(7)　造成計画平面図　：　縮尺　1,000分の1以上
(8)　造成計画断面図　：　縮尺　1,000分の1以上
(9)　給水施設計画平面図　：　縮尺　500分の1以上
(10)　排水施設計画平面図　：　縮尺　500分の1以上
(11)　道路縦断図　：　縮尺　500分の1以上
(12)　道路横断図　：　縮尺　50分の1以上
(13)　構造図　：　縮尺　50分の1以上
　（二次製品の場合は、カタログ可）
(14)　防災工事計画平面図　：　縮尺　1,000分の1以上
(15)　防火水槽構造図　：　縮尺　50分の1以上
(16)　防災施設構造図　：　縮尺　100分の1以上
(17)　流量計算書

土 地 開 発 事 業 計 画（変 更）書

開　発　の　目　的	
開 発 区 域 の 位 置	
開 発 区 域 の 面 積	㎡
設計者の住所及び氏名	連絡先
工事施工者の住所及び氏名	連絡先
工事管理者の住所及び氏名	連絡先

工事の設計内容	街区	街　区　数	総街区面積	一街区平均面積	総 宅 地 数	一宅地平均面積
			㎡	㎡		㎡
	道路	幅員　m	延長　m	面積　㎡	最大勾配　%	路面仕上

公園	番号	面　積　㎡	敷地勾配　%	施　設　の　概　要
給水施設				

	排水施設	種類	
		材料	
		形状	
		寸法	
		勾配	%(最小勾配　　%)
		し尿処理	
		放流先	
	消防水利	種類	
		規模及び構造	
	地盤		
	擁壁	種類	
		高さ	
		長さ	
	防災施設		
	その他の施設		

工事の予定期間	年　月　日から　　年　月　日まで	
	工区別	※
事業費	円	
その他参考となる事項		

注　※印には、工事を工区別に分けた場合のみ記入すること。

権　利　関　係　調　書

(1)　土　地

所在地及び地番	地　目	地積　m²	権利の種別	権利者の住所及び氏名	摘　　要

(2)　工作物

所在地及び地番	地　目	地積　m²	権利の種別	権利者の住所及び氏名	摘　　要

注　1　「地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の区別を記入すること。

　　2　「権利の種別」欄は、当該土地に係る所有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取得権、質権、抵当権等の区別を記入すること。

別記様式第5号(第6条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大野町長　氏　　名印

土地開発事業(変更)確認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった(変更)確認については、基準に適合していることを確認したので、大野町開発指導要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

土地開発事業名		
事業者の住所及び氏名		
工事施工者の住所及び氏名		
開発区域の位置		
開発区域の面積及び予定建築物の用途	開発区域　　㎡	予定建築物の用途
工区数及び区画数	工区数	区画数
工事予定期間	年　月　日から　年　月　日まで	
その他の必要事項		

別記様式第6号(第6条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大野町長　氏　　名印

大野町開発指導要綱第7条に規定する基準に適合しない(確認できない)旨の通知書

別添の土地開発事業(変更)確認申請書に係る工事の設計は、下記の理由により、大野町開発指導要綱第7条に規定する基準に適合(するかどうかを判断することができないので・しないと認めましたので)、同要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

理由　：

別記様式第7号(第11条関係)

工事施工者(工事期間)変更届出書

年　　月　　日

大野町長　　様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名※
※法人の場合は押印してください
(連絡先　　)

大野町開発指導要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	第　　号・　　年　　月　　日	
土地開発事業名		
工事施工者の住所及び氏名	新	
	旧	
工事期間	新	
	旧	
変更年月日	年　　月　　日	
備考		

別記様式第8号(第11条関係)

工事廃止(中止・再開)届出書

年　　月　　日

大野町長　　様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名※
※法人の場合は押印してください
(連絡先　　)

大野町開発指導要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	第　　号・　　年　　月　　日
土地開発事業名	
開発区域に含まれる場所	
廃止(中止・再開)年月日	年　　月　　日
廃止(中止・再開)の理由	
中止予定期間(再開後の工事予定期間)	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
廃止(中止)時の工事進捗状況(図面及び写真添付)	
防災措置(図面添付)	
備考	

別記様式第9号(第14条関係)

工事完了届出書

年　　月　　日

大野町長　　様

事業者氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名※
※法人の場合は押印してください
(連絡先　　)

大野町開発指導要綱第14条第1項の規定により、土地開発事業に係る工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	第　　号・　　年　　月　　日
土地開発事業	
工事完了年月日	
工事を完了した開発区域又は工区に含まれる場所	
備考	

別記様式第10号(第14条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

大野町長　氏　　名印

土地開発事業に係る工事の確認済証

下記の土地開発事業に係る工事は、　　年　　月　　日検査の結果、大野町開発指導要綱第6条第1項の規定により確認を受けた設計に適合していることを認めます。

記

確認番号・確認年月日	第　　号　・　　年　　月　　日
開発区域又は工区の位置	
事業者の住所及び氏名	

別記様式第１号（第４条関係）

別記様式第２号（第４条関係）

別記様式第３号（第４条関係）

別記様式第４号（第６条関係）

別記様式第５号（第６条関係）

別記様式第６号（第６条関係）

別記様式第７号（第１１条関係）

別記様式第８号（第１１条関係）

別記様式第９号（第１４条関係）

別記様式第１０号（第１４条関係）